



法改正情報 (改正があった労働・社会保険関連法や人事労務管理のポイントです)

● 8月から高額療養費が変わります

私たち被保険者が医療機関で支払う一部負担金が高額になったとき、月ごとの自己負担限度額(以下、「月額上限額」という)を超える分は支払わなくてよいこととされ、後から払い戻されます。この超えた分を払い戻す健康保険の給付が、高額療養費制度です。

本制度について、高齢化の進展や医療の高度化により増大する社会保障費に対応するため、年間上限額を設けるなどの配慮をしたうえで、月額上限額を引き上げる改正が行われました。8月からは以下のとおりとなります。

1. 70歳未満の年間上限額と月額上限額

① 標準報酬月額83万円以上の方

年間168万円を上限に月270,300円 + (総医療費 - 901,000円) × 1% (改正前は252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1%)

② 同53～79万円の方

年間111万円を上限に月179,100円 + (総医療費 - 597,000円) × 1% (改正前は167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1%)

③ 同28万円～50万円の方

年間53万円を上限に月85,800円 + (総医療費 - 286,000円) × 1% (改正前は80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%)

④ 同26万円以下の方

年間53万円を上限に月61,500円 (改正前は57,600円)

⑤ 低所得者の方

年間29万円を上限に月36,900円 (改正前は35,400円)

2. 多数回該当

本制度には、被保険者の負担軽減の観点から、直近1年間に3回以上高額療養費を受けると、4回目からは月額上限額が下がる仕組みがあります。

この多数回該当の月額上限額も所得に応じて決められており、上記①は140,100円、②は93,000円、③④は44,400円、⑤は24,600円となっています。この額は、長期療養者への配慮から、8月以降も据置きとなりました。

■【令和8年8月から高額療養費制度が見直されます(協会けんぽ)】

https://www.kyoukaikenpo.or.jp/about/business/public_relations/009/002/

**8月の税務と労務の手続**（提出先・納付先）**10日**

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付[郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>[公共職業安定所]

31日

- 個人事業税の納付<第1期分>[郵便局または銀行]
- 個人の道府県民税・市町村民税の納付<第2期分>[郵便局または銀行]
- 健保・厚生保険料の納付[郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出[年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出[公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出(雇用保険の被保険者でない場合)<雇入れ・離職の翌月末日>[公共職業安定所]

**トピック**（最近の記事の中から労務管理上注目すべき情報を抜粋しました）**● 所得連動給付 29年度導入で大筋合意(7/17)**

社会保障国民会議の実務者会議は16日、「所得連動給付」を2029年度から導入することで大筋合意した。働く中低所得者を対象に、所得水準に応じて給付額を変動(定額→通増→定額→通減→給付終了)させる。18歳以下の子どもの数に応じた加算措置や、「年収の壁」対応として給付額を加算する時限措置も設ける。高所得の配偶者がいる人は対象外。給付対象となる年収層や給付額、財源等は今後協議する。一方「つなぎ」と位置付ける消費税減税は、議論を継続する。消費税減税を含む中間とりまとめ案を、実務者会議が7月中に策定する見通し。

夏季休業のお知らせ

平素は格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。弊所では、誠に勝手ながら下記を夏季休業とさせていただきます。

【夏季休業日：令和8年8月12日(水)、13日(木)、14日(金)】

夏季休業期間中は、何かとご不便をお掛けすることと存じますが、何卒よろしくお願い申し上げます。

【後記】個人事業者等の業務上災害報告制度

労働安全衛生法等の改正に伴い、令和9年1月1日から個人事業者の業務上災害について労働基準監督署長の報告を義務付ける制度がスタートします。この運用をまとめた通達を6月24日、発出されました。

◆特定注文者等の報告義務

報告義務は、直接仕事を依頼した注文者、特定注文者や現場を管理している事業者、災害発生場所管理事業者など以下「報告主体」というが負い、個人事業者が業務上の負傷や疾病により死亡または4日以上休業したことを把握したときは、遅滞なく労働基準監督署長、電子申請により報告しなければなりません。

また個人事業者は、業務上災害により休業したときは、報告主体に対し、遅滞なく所定の事項を報告しなければなりません。この報告を行った個人事業者等に対し、報告主体が取引停止などの不利益取扱を行うことは禁止されています。なおこの報告義務と災害防止上の責任には直接の関係がなく、罰則もありません。

◆報告義務が生じる「災害の発生を把握したとき」とは通達では、この考え方について、個人事業者から報告を受けた場合のほか、報告主体が災害発生を現認した場合、被災者の救助や救急搬送があったことを把握した場合が含まれると示されました。

そのため、本人から報告がなくても別の方法で災害の発生を把握しているときは、報告義務を負うことになります。

【参考】

労働安全衛生規則及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について、個人事業者等の業務上災害の報告に係る規定関係（令和8年6月24日基発0624第5号

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001713372.pdf>